

空き店舗利活用支援事業 実施要領

(通則)

第1 空き店舗利活用事業（以下「事業」という。）については、喜多方市補助金等の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及び喜多方市商業等活性化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 本市において空き店舗等の有効活用を図り、中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、活力と魅力のある商店街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3 要綱別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「中心市街地等」とは、喜多方市立地適正化計画における都市機能誘導区域及び商店が集積しているエリア、商店街等をいう。
- (2)「空き店舗」とは、中心市街地等の、概ね6か月程度営業目的に利用されていない店舗をいう。
- (3)「新たに開業する者」とは、新規創業者のほか、既存の事業者による第二創業や支店の開店などをいう。
- (4)「創業スタートアップ支援」とは、喜多方市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業を修了したことの証明を受けた者が、かつて店舗、事務所、作業所等として使われていた建物を活用して開業する場合の支援をいう。

(補助対象者)

第4 補助金の対象となる補助事業者は、中心市街地等の空き店舗を貸す者もしくは空き店舗を活用して新たに開業する者、または創業スタートアップ支援対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税に未納がある者
- (2) その他市長が適当ではないと認める者

(補助対象経費)

第5 事業に要する経費のうち、補助の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業の実施手続)

第6 事業実施の手続きは次のとおりとし、概算払請求は認めないものとする。

(1) 交付申請

事業を実施しようとする者は、要綱で定める補助金交付申請書（様式第1号）に、こ

の要領で定める事業計画書（別紙１：一般枠用又は創業枠用）、収支計画書（別紙２）及びその他必要な資料を添えて、市長に提出するものとする。

(2) 変更申請

事業内容を変更しようとするものは、要綱で定める事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）に、変更内容がわかる資料を添えて、市長に提出するものとする。

(3) 実績報告・交付請求

補助事業者は、事業が完了したときは、要綱で定める実績報告書（様式第４号）及び交付請求書（様式第６号）に、この要領で定める収支決算書（別紙３）及びその他必要な資料（領収書等）を添えて、要綱で定める日までに、市長に提出するものとする。

（事業終了後の状況報告）

第７ 補助事業者は、市長が事業終了後の状況報告を求めた場合には、市長の指示に従い、その指定する期日までに報告しなければならない。

（その他）

第８ この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。